

八王子防犯協会防犯対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市民の防犯意識の高揚を図るため、八王子防犯協会が行う事業に係る経費に対して補助金を交付するものとし、その交付の手續については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、防犯対策のための啓発に必要な次の経費とする。

- (1) 啓発ポスター、チラシ等文書による宣伝にかかる経費
- (2) 標示板、懸垂幕、啓発物品等の宣伝資材にかかる経費
- (3) 自動車の維持費、会場費等の宣伝活動にかかる経費
- (4) 青少年の非行防止、健全育成に要する経費
- (5) その他防犯啓発のために必要であると特に市長が認めた経費

(補助額)

第3条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費のうち必要な額とし、予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条の規定による補助金交付申請として、補助金交付申請書（第1号様式）に、事業実施計画書、予算書、収支計画書その他必要があると認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請を受けたときは、規則第7条の規定による審査をし、補助金の交付を認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 規則第8条に規定する交付の条件は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものを除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業が完了したときは、1か月以内に実績報告書を市長に提出すること。
- (5) 前号の規定により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、是正のための措置を命ずることができる。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

エ アからエに掲げるもののほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

- (7) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- (8) 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- (9) 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料は5年間保存すること。
- (10) 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告として、補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 収支精算書
- (3) 作成したものの見本又は写真
- (4) その他特に市長が必要と認めた書類

(額の確定)

第7条 規則第13条の規定により補助金の額を確定するときは、補助金交付額確定通知書(第4号様式)により行わなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続について必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱は、本市補助金制度見直し方針に基づき、適切に制度の見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(様式中に変更あり)

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。